

## 室内空気環境に関する動向



新築・改築後の住宅やビルにおいて居住者が様々な体調不良を訴えることがあり、その原因の1つとして住宅の高気密化や化学物質を放散する建材、内装材等の使用があると考えられています。これらは、発症の仕組みをはじめ未解明な部分も多く、また様々な複合原因が考えられることから「シックハウス症候群」と呼ばれています。

これを受け各省庁や自治体では下記表に示す指針値や基準の設定、法の改正を行っています。

### －厚生労働省－

シックハウス(室内空気汚染)－指針値の改定－	ザ・ナイツレポート No. 19004
室内化学物質の採取方法と測定方法－シックハウス問題に関する検討会－	ザ・ナイツレポート No. 19009
特定建築物の維持管理基準に「ホルムアルデヒド量」を追加	ザ・ナイツレポート No. 03004
特定建築物の室内環境中のホルムアルデヒド測定について	ザ・ナイツレポート No. 19007

### －文部科学省－

学校環境衛生の基準を改定(定期検査、臨時検査時に教室等の空気の検査事項に化学物質を追加)	ザ・ナイツレポート No. 04006
学校環境衛生基準－空気環境中のVOCについて－	ザ・ナイツレポート No. 19008
室内空気に関する建築物環境衛生管理基準と学校環境衛生基準の比較	ザ・ナイツレポート No. 19010

### －国土交通省－

住宅表示制度の基準の変更	ザ・ナイツレポート No. 04010
建築基準の改正を行い、厚生労働省の指針値以下に抑制するために通常必要な建築材料、建機設備等に関する構造基準を定める	-
室内空気中の化学物質の測定について(住宅の品質確保の促進等に関する法律)	ザ・ナイツレポート No. 19006
公共施設のシックハウス物質の測定方法について	ザ・ナイツレポート No. 19011

### －東京都－

保育所などにおける室内化学物質対策について	ザ・ナイツレポート No. 19005
-----------------------	---------------------

上記以外の自治体でも取決めがある場合があります。また、表題の詳しい内容については、当社発行「ザ・ナイツレポート」でご確認頂けます。

室内空気環境測定を行い、室内空気中の化学物質の濃度を数値化することで、指針値・基準値以下であることを確認の上、安全・安心な環境をご提供してみたいはいかがでしょうか？

当社では、多検体・短納期を実現する体制を整えております。室内空気環境測定をご検討の際は、ぜひ当社にご相談下さい。

詳しくは、当社 **研究開発部 佐藤(亮)、杉山(フリーダイヤル0120-01-2590 内線382、435)** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The Knights of Environmental Science

**内藤環境管理株式会社**

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2

TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817

URL: www.knights.co.jp

#### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



2019年4月20日現在

測定対象	厚生労働省		文部科学省		国土交通省		東京都
	指針値※1	建築物衛生法	学校環境衛生の環境基準	学校等	住宅品質確保促進法※2	営繕部通達	
測定項目 ※3	ホルムアルデヒド	○	○	-	○	○	○
	アセトアルデヒド	○	-	-	-	-	○
	トルエン	○	-	○	○	○	○
	キシレン	○	-	□	□	□	○
	エチルベンゼン	○	-	□	□	□	○
	スチレン	○	-	□	□	□	○
	パラジクロロベンゼン	○	-	□	□	-	-
	オトリロカルブ	○	-	-	-	-	-
	クロロピリホス	○	-	-	-	-	-
	フェノチカルブ	○	-	-	-	-	-
ダイアジリン	○	-	-	-	-	-	
フタル酸ジ-n-ブチル	○	-	-	-	-	-	
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	○	-	-	-	-	-	
キシレン	○	-	-	-	-	-	
総揮発性有機化合物量 (TVOC)	○	-	-	-	-	-	
測定時期	入居前	居住状態で測定を実施	建築や修繕後の最初に訪れる6月1日から9月30日の間	気温が高い時期等に毎学年1回実施(条件を備えずと省略可) ・新築・改築・改修時には臨時検査を行う	居室の内装仕上げ後	修繕、リフォーム、売買時	保育所等の設置時、改修工事、仕入れ替え時
測定地点	居間、寝室、外気	各階ごとの任意の居室	普通教室、図工室、体育館など 教室の種類ごとに測定 (体育館使用時は2箇所で測定)	リビングルーム、ダイニングルーム、和室、主寝室	事務室や会議室など (部屋の床面積によって測定数が変わります※4)	乳児室や保育室など (対象の施設や部屋の広さなどで測定箇所が異なります)	
採取方法	ハンジ法	アルデヒド類とVOC類については、測定可能※5 24時間採取	○ 8時間以上採取	○ 始業から終業を目安に8時間以上採取	○ 24時間未測定採取する場合は中央時刻が午後2時～3時	○ 24時間測定又は8時間測定(10時30分～18時30分)	-
採取方法	アクリル法	○ 午後2時～3時	○ 24時間採取	○ 午後2時～3時	○ 午後2時～3時	-	○ 午後2時～3時
採取位置	居室の中央付近 高さ1.2mから1.5m	居室の中央部 高さ0.75m～1.5m	教室等は部屋の中央付近の机上の高さ ・体育館等は中央付近で高さ1.2mから1.5m ・幼稚園等では子供たちの活動状況を考慮して採取位置を決める	居室の中央付近 高さ1.2mから1.5m	居室の中央付近 高さ1.2mから1.5m	部屋の中央付近で、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取する	
当社発行資料	ザ・ナイツレポート No.19004 ザ・ナイツレポート No.19009	ザ・ナイツレポート No.03004 ザ・ナイツレポート No.19007	ザ・ナイツレポート No.04006 ザ・ナイツレポート No.19008 ザ・ナイツレポート No.19010	ザ・ナイツレポート No.04010 ザ・ナイツレポート No.19006	ザ・ナイツレポート No.19011	ザ・ナイツレポート No.19005	

※1 指針値等が定められている物質を示すもので、測定の義務はありません

※2 測定表示を行うおととする住戸は全て実測検査を行います

※3 □の項目は必要に応じて測定を行います

※4 床面積 ≤ 50m<sup>2</sup> の場合は1箇所、50m<sup>2</sup> < 床面積 ≤ 200m<sup>2</sup> の場合は2箇所、200m<sup>2</sup> < 床面積 ≤ 500m<sup>2</sup> の場合は3箇所、500m<sup>2</sup> < 床面積の場合は4箇所測定を行います

※5 ここでは「アルデヒド類」はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、「VOC類」はトルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンを指します

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

